

## 様式第七（第6条関係）

### 確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日  
令和2年11月13日

2. 回答を行った年月日  
令和2年12月11日

3. 新事業活動に係る事業の概要

スマートフォンとBluetoothで接続し、スマートフォンへの通知を読み上げることによりスマートフォンの画面を注視したり操作したりすることなくメッセージを確認することを可能とするとともに、付属のボタンを押すことにより音声を録音してメッセージを送信することを可能とする、耳に装着する形状の機器（以下「ヒアラブルデバイス」という。）の販売が計画されている。

4. 確認の求めの内容

車両等の運転中に当該ヒアラブルデバイスを装着し音声チャット投稿することは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道路交通法」という。）第71条第5号の5における、

（1） 携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。）を通話のために使用すること。

（2） 画像表示用装置に表示された画像を注視すること  
のいずれにも該当しないこと。

5. 確認の求めに対する回答の内容

自動車又は原動機付自転車等の運転中に、照会書2（2）に記載の方法で、当該ヒアラブルデバイスを用いて通話する行為は、道路交通法第71条第5号の5の規定に違反する行為に当たらない。